

○越谷しらこぼと基金条例

平成元年9月29日

条例第17号

改正 平成3年3月29日条例第6号

平成14年3月29日条例第7号

平成20年12月22日条例第34号

令和3年3月24日条例第4号

(設置及び目的)

第1条 越谷市を愛し、応援しようとする個人又は団体からの寄附金を活用し、寄附した者の思いに応える事業を実施するとともに、快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、越谷しらこぼと基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度の予算の定めるところによる。

2 前条の寄附金は、基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の用途)

第4条 基金の用途は、次に掲げる事業から市長が定める。

- (1) 快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する活動を行う者に対し助成金を交付する事業
- (2) 豊かな地域づくりの推進に関する事業
- (3) 福祉と健康の増進に関する事業

- (4) 都市基盤の整備に関する事業
- (5) 快適環境と安全の確保に関する事業
- (6) 産業の振興に関する事業
- (7) 生涯学習の推進に関する事業

2 基金に寄附をしようとする者は、寄附金の使途について前項各号に掲げる事業から指定するものとする。

(運用益金を財源とした事業の実施)

第5条 市長は、前条第1項第1号に掲げる事業を実施する場合には、基金の運用から生ずる収益を一般会計歳入歳出予算に計上して、当該事業に要する経費の財源に充てるものとする。

2 前項の場合において、なお剰余金があるときは、当該剰余金を基金に編入するものとする。

(寄附金を財源とした事業の実施)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により指定された事業を実施する場合には、当該事業ごとにその使途を指定された寄附金の額の範囲内の額を一般会計歳入歳出予算に計上して、当該事業に要する経費の財源に充てるものとする。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 基金は、第4条第1項各号に掲げる事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(越谷しらこぼと基金運営委員会)

第9条 基金の効果的な運用を図るため、市長の附属機関として、越谷しらこぼと基金運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 基金の基本的なあり方、運用等に関すること。

(2) 第4条第1項第1号に掲げる事業に関すること。

(3) その他基金の運用に関し市長が必要と認めること。

3 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民活動団体の活動に関し識見を有する者

(3) 公募による市民

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各号に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第7号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 越谷市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第42号）の一部を次のように改正する。

PFI事業者選定審査会	委員	日額	27,500円
-------------	----	----	---------

を

PFI事業者選定審査会	委員	日額	27,500円
越谷しらこぼと基金運営委員会	委員	日額	27,500円

に改める。